時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上 六日迄	七日以上 十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢 二厘	六錢 八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢 三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢 五厘

時事新報

勅令第五十六號

昨日の時事新報官報欄内に記したる勅令第五十六號は地方税に關する寄附又は雜入の事にして凡そ地方税を以て支辨す可き事業に關し寄附する金穀物件は府縣會の議決を經て寄附者の指定したる費途用に充つ可し又地方税の雜収入は他の収入豫算と同しく府縣會の議定に付す可しとあり是れは何れにも府縣會議の領分を廣くまで之に重況と付さゝる者なれば會の爲めには先づ以て目出度況次第ありと云ふの外なし殊に人民の奇特を以て寄附したる其金穀物件と費し又使用するに當て寄附者の指定に任ずるが如きは最も至當のことにして堤防の目的に義捐したる金と道路の爲めに用ひらるゝが如きは甚だ本意に背くことなれば傍より彼是れの論あく云はゞ金主の差圖通りに金を費せの趣意にして人情に於ても道理に於ても間然す可らざる所のものなり扨寄附物の用法に就ては既に遺憾なる次第なれども我輩が序ながら一言せんと欲する所のものは其寄附物の性質如何の事あり抑も日本國は西洋諸國に比して富實あらずと云ひ、西洋人は時として大に財を散ずるなどあれども日本人には兎角散財の勇氣なしと云ふが如きは世人一般の知る所にして詰り日本人の財産の平均して西洋人に及ばざる其實證の事跡に現はれさるものならん例へば神社佛閣の建立又は私立學校病院等の設立維持に就ても義捐を募るは甚だ難澁にして容易あることにあらず其事柄を人に謀れば至極尤ありとして贊成者は多けれども實際に金を捐るの一段に至れば先づ人ゝ讓るの常にして其趣を評すれば有志無金の世の中ありと云はざるを得ず然るに爰に奇なるは政府の筋より直接にも間接にも何か事業を起さゝれは人民に寄附義捐を奨勧するもの甚だ少なからず各府縣に於て道路開鑿と云ひ官廳建築と云ひ公立の學校病院又は公園集會所など設立と云へば寄附義捐は續々集まりて見事に成るもの多し既に先般も各地方にて中學校の維持云々に付ても其寄附金の盛なるなどと何の苦勞もなくまて巨額の資本を募集し了り又彼の海防費献納あるは別段の事にして意外の好結果なりしよし又數年前に測れば山形福島縣等にて新道普請の時などには其地方の人民と小前なる者より至るまでも金圓又は所有の田畑山林等を寄附したるなど夥しく數ありしと云ふ畢竟我日本國民の順良にして政府を信ずるなどと厚きが故に然るものならん政府の起業を見れば人民は恰も私の貧富を忘れて熱心以て公共の爲めに散財をするものゝ如し此一點より見れば日本人の生活その程度低しと雖ども低きは低き割合にして財を散ずるの勇氣は西洋人にも愧る所なしと云ふ可し

然りと雖ども我國民知識の程度は今日尚未だ高からず云はゞ舊幕府の遺民とも稱す可きもの甚だ少なからずして地方官が之を御恢そるの法は唯公法のみに依る可く寸所謂手心なるものにて時に之を認諾し又警戒して辛ふして大なる過あからしむるとの事は我輩の毎度傳聞して事實に相違もなきことならんなれば彼の寄附金義捐金等の事に付ても素より人民自發の誠心より募集に